慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	コメント1 : 中近世スペインの慈善(救貧)研究の視点から
Sub Title	Comment 1 : from the viewpoint of medieval and early modern Spanish charity (poor relief) studies
Author	関, 哲行(Seki, Tetsuyuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2018
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.87, No.3 (2018. 2) ,p.161(385)- 169(393)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	シンポジウム「環地中海都市の慈善と救貧 : 中世から近世へ」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20180200-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シンポジウム「環地中海都市の慈善と救貧――中世から近世へ――」

コメント1　中近世スペインの慈善（救貧）研究の視点から

関　哲行

本シンポジウムでは河原氏が、フランドル地方を中心に中近世の西ヨーロッパにおける慈善と救貧を問題とされる一方、藤木氏は、ワクフと絡めながらオスマン帝国都市イスタンブルの慈善と救貧を扱われた。研究史についての丁寧なサーベイを踏まえ、ジェンダー史や医療史、公権力による「公共善」との関係、またユダヤ人社会やムスリム社会との比較史といった新たな研究動向も視野におさめられていて、実に刺激的な報告であった。

以下、筆者がフィールドとする中近世スペインにおける慈善（救貧）研究の視点から、若干のコメントを試みたい。研究領域が異なることから、的外れなコメントも含まれると思うが、ご寛恕いただきたい。

一．中近世スペイン都市の慈善（救貧）モデル(1)

中近世スペインでは、王権、教会・修道院、兄弟団（兄弟会）、ギルド、都市当局、教区、国王や貴族、有力市民など多様な権力と社会的結合、個人が慈善（救貧）活動の主体となった。施療院での慈善（救貧）活動の対象となった「貧民」も、曖昧かつ多義的な概念であり、貧民、病人、寡婦、孤児、貧しい未婚女性や老人、戦争捕虜、「神の貧民」としての巡礼者など、様々な境遇や身分の人々を含んでいた。

一三世紀まで慈善（救貧）活動に中心的役割を担ったのは、教会・修道院――ただし個人としての国王や有力貴族も参与――であり、宗教的規範に基づく「宗教的救貧」を基本とした。それは封建的エリート層の「寛容」

の表明であり、少数の「貧民」を対象とした儀礼的救貧としての性格を帯びていた。一四～一六世紀に入ると教会・修道院のみならず、王権や都市当局、兄弟団も「貧民」への慈善（救貧）活動に組織的に関与し、多数の施療院が設立された。俗人の組織的関与を意味する「世俗的救貧」が、中世末期における多数の「貧民」の出現、都市的世界の拡充、王権の伸長による「強権的王政」への傾斜と不可分であることはいうまでもない。

「貧民」観も中世末期以降、次第に変化した。一三世紀までの慈善（救貧）は、寄進者――多くの場合、富者ないし権力者であった――の霊的救済を第一義的目的とした儀礼的救貧であり、少数ながらも全ての「貧民」を受容する「無差別の救貧」を原則とした。そこでは「貧民」は、寄進者が「天に富を積み」、霊的救済を担保するための手段にすぎなかった。しかし一四～一六世紀の「世俗的救貧」の時代には、社会秩序の維持、民衆の「社会的規律化」が重視され、「恥ずべき貧民（偽貧民）」と「真の貧民」を峻別する「差別的救貧」が、救貧理念の基本となった。中世末期の「貧民」の激増、労働観の転換、「公共善 bien público」観念の浸透も、「貧民」の選別と差別化に寄与した。労働は神によって課せられた義務であり、十分な身体能力を持ちながら、慈善に頼って労働を忌避する「恥ずべき貧民」は、社会秩序と「公共善」を損ない、神の恩寵獲得にも役立たない者とみなされたのである。中世末期～近世にかけて、救貧理念の重心は来世から現世に移動したのであり、そうした中で社会的に有用な「真の貧民」だけが救済の対象とされ、「恥ずべき貧民」は管理・矯正されねばならなかった。「真の貧民」の社会統合と「偽貧民」の排除・隔離が進行したのである。

救貧主体や救貧理念の変化は、慈善（救貧）施設としての施療院にも大きな影響を及ぼした。教会・修道院を主要な経営母体とした一三世紀までの施療院は、多数の小規模な施療院の併存による「分権的救貧」を特色としており、農村部への立地も少なくなかった。だが深刻な社会・経済的危機に直面した中世末期以降、王権や都市当局、教会が中心となって、これまでの小規模な施療院が再編され、総合施療院 hospital general が主要都市に建設されるようになる。主要都市に立地した総合施療院は、救貧活動の大規模化と効率化による「集権的救貧」を象徴するものであり、都市的救貧の強化も意味した。そこでの救貧対象は「真の貧民」に限定され、医療サー

ビスも拡充されて、care（霊的救済）からcure（身体的治療）への転換が生じたといわれる。その一方でこの時代には、健常者の感染防止と地域の労働力確保を目的に、ハンセン病患者や精神障害者を特定の施療院に隔離する傾向もますます顕著になった。中世末期～近世にかけて富者と貧者、健常者と病人は「同じ肉」を共有する者とみなされ、王権と都市当局、教会・修道院は様々な限界を含みながらも、キリスト教徒共同体の資源の一部を慈善（救貧）という「公共部門」に政策的に分配し始めた。

以上のように伝統的な救貧モデルは、「封建制の危機」と宗教改革、「強権的王政」成立期たる一四～一六世紀に断絶を見、この時期に中世的救貧から近世的救貧への大きな転換が生じたとするものである。しかしこうした断絶史観では、近世的救貧システムを重視するあまり、中世以来の救貧システムの連続性への視点が希薄である。これを批判し中世と近世の連続性ないし重層性を強調したのが、中世カタルーニャ史家ブロッドマンであり、一四〇一年に成立するヨーロッパ最初の総合施療院、サンタ・クレウ施療院Hospital de Santa Creuもそうした連続性ないし重層性の中に位置づけられる。

二．スペイン王権と総合施療院[2]

バルセローナ都市当局とバルセローナ教会の主導下に、ヨーロッパ最初とされる総合施療院サンタ・クレウ施療院が、バルセローナで創建されるのは、封建制の危機の時代にあたる一四〇一年のことであった。一五世紀初頭のバルセローナでは、租税収入の減少と軍事・公共支出の膨張による財政危機、反ユダヤ運動や都市民衆の蜂起、王位継承争いなどを背景に、バルセローナ都市当局が重大な社会・経済危機に直面していた。そうした中でバルセローナ都市当局はバルセローナ教会と共に、都市当局と教会の所管する六つの施療院の統廃合を進め、慈善（救貧）活動への介入を強めた。サンタ・クレウ施療院は、近世スペインで一般化する慈善（救貧）活動への王権、都市当局の本格的介入の嚆矢ともいうべきもので、一六世紀以降、スペイン全域の主要都市に創設された総合施療院の起点となった。その上で一六世紀初頭にカトリック両王は、近世スペインを代表するサンティアゴ王立施療院Hospital Real de Santiagoを聖地サンティアゴ・デ・コンポステーラに創設する。

中世以来の施療院をモデルに、ローマ教皇庁の承認を

得て一六世紀初頭に発足したサンティアゴ王立施療院は、王権直轄の施療院とされ、国王裁判権に直属した。このサンティアゴ王立施療院の主要財源となったのは、王権から寄進された聖ヤコブ祈念課税と公債売却益であった。聖ヤコブ祈念課税は、聖ヤコブの執り成しによるレコンキスタ運動完遂に感謝し、旧グラナダ王国の全ての住民に課せられた現物課税で、その三分の一がカトリック両王により同施療院に寄進された。公債売却益とは、サンティアゴ大司教管区内で徴収された流通税収入を基礎に、王権により発行され、毎年サンティアゴ王立施療院に寄進された公債からの収入をさす。一七世紀初頭のサンティアゴ王立施療院にあっては、両収入で施療院収入の約七五パーセントに達した。支出についていえば、食費を加えた施療院聖俗職員の人件費だけで、全支出の約六〇パーセントを占める一方、慈善（救貧）活動にとって重要な意味をもつ、病人などへの食費と薬剤費の支出は、施療院全支出の二〇パーセント程度に抑えられていた。これらの支出配分は、サンティアゴ王立施療院がスペイン国王の救霊を第一義的目的とし、慈善（救貧）はそのための手段にすぎなかったことと密接に関連している。

国王裁判権に服した施療院組織の頂点に位置したのは、王権によって任命され、施療院に居住した施療院監督官であった。施療院監督官に任命されたのは、司教や聖堂参事会員、国王役人であり、マヨールドーモ（財産管理官）、書記、司祭、医者、薬剤師などから構成される施療院評議会を司宰した。スペイン人司祭（四名）と外国人司祭（四名）から成る八名の司祭は、毎日、礼拝堂でスペイン王のためのミサを執り行い、巡礼者や病人の霊的救済に携わった。内科医（二名）と外科医（一名）は毎日、施療院を回診して、病人の治療にあたる一方、同施療院には、男性患者の世話をする男性看護士と看護助手（一三名）、女性患者のための女性看護士と女性看護助手（八名）が配置されていた。ガリシア地方で唯一の孤児院を併設した同施療院は、多数の孤児を扶養しており、孤児の養育をする二名の乳母も雇用されていた。

サンティアゴ王立施療院は、もともと巡礼者や孤児のための施設として設立されたが、宗教改革の余波を受け、巡礼者が大幅に減少した一六世紀後半以降、ガリシア地方の病人も受容し、施療院の慈善（救貧）活動の重心は、次第に地域の病人に移動した。十分な医療サービスを受けられなかった地域住民にとって、医者による施療院での無料の医療サービスは大きな「福音」であったに違い

ない。それは富者と貧者に同一の医療サービスを提供する「医療の社会化」の表明であると共に、地域民衆の不満を抑制し、社会秩序を維持するための手段でもあった。しかし無料の医療サービスを享受できたのは、罹患した「真の貧民」に限定され、「恥ずべき貧民」は排除された。「貧民」の差別化と「社会的規律化」の一端を垣間見ることができる。孤児については一五四六年当時、二名の乳母が一九六名のガリシア地方の孤児を養育していた。

一五四六年当時のサンティアゴ王立施療院は、患者ベッド台数一四〇（男性用一〇〇、女性用四〇）に対し、男女の患者一五三人（男性一一二人、女性四一人）を収容していた。ベッド台数と患者数に齟齬が生じているのは、一台のベッドを複数の患者が共用しているためである。こうしたベッドの多くには、看護師を呼び寄せるための鈴と、患者の「個人化」を意味する仕切りカーテンも付されていた。一五三人の患者、直接間接的に養育する一九六人の孤児に加え、同施療院は一〇〇人以上の巡礼者を宿泊させることができたのであり、大規模化と効率化を目指した近世的施療院（総合施療院）の典型であった。その一方で病室のベッドは全てが、礼拝堂の方向に向けられており、聖ヤコブの執り成しによる病気治癒という伝統的病因観が維持されていた。

サービス内容としては、宿泊サービスの他に食事、暖房、照明、医療、宗教サービスなどが提供された。巡礼者は三日以内の無料の宿泊・食事サービスを提供されたし、病人も一七世紀には、平均二〇日の宿泊・食事・医療サービスを保障されたのであった。医療サービスの中心となったのは、二名の内科医と一名の外科医である。内科医は一日三回、外科医は一日二回の回診を義務づけられ、必要とあれば内科医は施療院に泊まり込み、夜間回診も行わねばならなかった。一六世紀後半以降、地域民衆への病気治療に施療院活動の重心が移動する中で、貧民に対しても富者と同様の医療サービスが提供されたことの意味は大きい。様々な限界を含みながらも、それは「医療の社会化」へ向けての第一歩であり、サンティアゴ王立施療院が、近世スペインの総合施療院のモデルとされる最大の根拠でもあった。

近世スペインにおける慈善（救貧）活動の主体は王権であり、それは慈善（救貧）活動の「世俗化」ないし「集権化」を意味する。しかし近世スペインの全ての慈善（救貧）活動が、王権によって独占されたわけではなく、近世スペインを代表する王立施療院が設立された聖

地サンティアゴ・デ・コンポステーラですら、教会や修道院、兄弟団などによる伝統的慈善（救貧）活動が継続され、施療院の統廃合や管理権をめぐり、王権と都市当局、教会・修道院、兄弟団などとの対立が生じた。こうした軋轢にも拘わらず、近世スペインの主要都市では、慈善（救貧）活動の主体が、確実に王権や都市当局といった公権力へ移動しつつあった。その一方で、中世以来の伝統的慈善（救貧）主体も存続、重層化し、決定的な断絶は生じていないのである。決定的な断絶が生じたとすれば、それは教会・修道院財産の解放などの自由主義的改革が断行され、教会・修道院による慈善（救貧）活動が大打撃を受けた一九世紀後半以降を待たねばならない。

三　宗教的マイノリティの慈善（救貧）活動[3]

（ア）中世末期サラゴーサのユダヤ人兄弟団

サラゴーサはアラゴン連合王国の主要都市の一つで、一五世紀初頭の都市人口は約二万人、そのうちユダヤ人人口は約一七五〇人と推定され、スペイン有数のユダヤ人共同体（アルハマ）を有した。中世末期のサラゴーサのユダヤ人が組織した兄弟団の一つに、貧しいユダヤ人家庭の子供たちへの教育支援を目的とした「タルムード・トーラー兄弟団」がある。宗教的マイノリティたるユダヤ人にとって、『旧約聖書』の言語であるヘブライ語と宗教教育は、アイデンティティの根幹をなすものであり、従って教育支援は、貧民救済や病人介護、埋葬と並ぶ重要な慈善活動と位置づけられた。

初等教育の対象となったのは、民衆層の子供を含めた六～一三歳の学齢期のユダヤ人男子であり、女子は対象外とされた。初等学校は、アルハマの中心部に位置するシナゴーグの内部もしくは近くに置かれ、教師は教室の片隅に家族と共に住みこんだ。初等学校では安息日と祝祭日を除き、子供たちが毎日登校する通年連日制がとられ、宗教教育とヘブライ語の読み書き、算術が教えられた。初等教育がユダヤ人としてのアイデンティティに不可欠であることから、アルハマ当局は食肉とワイン、結婚式と割礼式、葬儀などに課税し、初等教育税を徴収した。こうして徴収された初等教育税は目的税で、その大半が「タルムード・トーラー兄弟団」の教師の俸給に充当された。「タルムード・トーラー兄弟団」が、アルハマの初等教育に大きな役割を担っていたこと、初等教育と流通税収入との密接な関係は、「タルムード・トーラ

ー兄弟団」の半ば「公的性格」を示すものである。

（イ）近世グラナダのモリスコ兄弟団

グラナダのモリスコ（改宗ムスリム）兄弟団である「我らが救世主イエス・キリストの聖なる復活兄弟団」は、グラナダのモリスコ集住地域である、アルバイシン地区のモリスコ男性を主要会員として、一五六〇年に組織された。同兄弟団はモリスコの同化と社会統合を目的に創設され、併設した施療院で、主としてモリスコの病人や貧民を対象とした慈善（救貧）活動を展開した。この施療院はムスリム時代の施療院を改変したもので、アルバイシン地区のモリスコの強い要望を受けて維持された。ムスリム時代の施療院との連続性は、キリスト教、イスラーム、ユダヤ教における慈善と救貧を考える上で興味深い問題を提起する。

中近世スペインの慈善（救貧）を特色づける以上の点を踏まえ、河原、藤木報告について若干のコメントを試みたい。

中世末期～近世のスペインでは、王権や都市当局といった「公権力」による慈善（救貧）活動への関与が強化され、従来の小規模な施療院を統廃合しつつ、主要都市に総合施療院が創設された。「世俗的救貧」「都市的救貧」「集権的救貧」の象徴ともいうべき総合施療院では、多数の貧民や病人、孤児などを対象に、大規模で効率的な慈善（救貧）が追求され、医療サービスの拡充やcare（霊的救済）からcure（身体的治療）への転換も生じつつあった。総合施療院での地域民衆への医療サービスの提供は、「医療の社会化」の原点ともいうべきもので、スペイン王権への民衆の支持を確保する礎石の一つとなった。しかし総合施療院での慈善（救貧）の対象となったのは、「真の貧民」に限定され、「恥ずべき貧民（偽貧民）」は排除された。労働力確保のための「差別的救貧」の実施であり、それはスペイン王権による「公共善」や「社会的規律化」と不可分であった。そればかりではない。中世以来の伝統的慈善（救貧）主体や施療院、病因観も存続し、総合施療院や「医療の社会化」はこれらとの併存ないし重層化を強いられた。

対抗宗教改革の起点となったトレント公会議以降、多くの総合施療院がスペインのみならずフランスやイタリア諸都市でも創設された。一八世紀初頭のスペイン継承戦争までスペインの統治下に置かれ、スペイン以上に都

市化の進んだフランドル諸都市では、総合施療院を巡る状況はどのように推移したのか。地中海の覇権を巡りスペインと激突したオスマン帝国の首都イスタンブルにあっては、「世俗的救貧」や「都市的救貧」はともあれ、スルタン権力による「集権的救貧」や「差別的救貧」、「医療の社会化」は生じたのであろうか。「公共善」や「社会的規律化」についてはどうか。同様の問いをイギリス、オランダ、ドイツなどのプロテスタント諸国についても、追究すべきであろう。

もう一点は宗教的マイノリティの慈善（救貧）についてである。スペインでは一五世紀末のユダヤ人追放令と、一六世紀第1四半期のムデハル（キリスト教徒支配下のムスリム）追放令により、形式的にはカトリックによる社会・宗教的統合が実現した。しかし改宗後もコンベルソ（改宗ユダヤ人）やモリスコへの差別と偏見は強く残り、コンベルソやモリスコ民衆の多くは、「旧キリスト教徒」――四世代を遡って異教徒の「血」の混じっていないキリスト教徒――の兄弟団から排除された。そのためコンベルソやモリスコ民衆は、時にユダヤ人やムスリム時代の施療院を利用しつつ、固有の慈善（救貧）活動を展開せざるをえなかった。これとは逆に近世のイスタンブルでは、異教徒を同一の施療院に収容し、そこで慈善（救貧）活動が実践された。中近世スペインや西ヨーロッパの施療院で例を見ない、こうした「共存」をどう捉えるべきか。多数の異教徒をズィンミー（庇護民）として包摂したオスマン帝国のスルタン権力にとって、こうした施療院のあり方は当然の帰結なのであろうか。イスタンブル以外のイスラーム諸都市の施療院でも、同様の「共存」が確認されるのか。キリスト教世界とイスラーム世界における権力と慈善（救貧）の異同を考察する上で、重要なキーワードが隠されている気がしてならない。

同時に注目すべきは、慈善（救貧）活動の一環としてのユダヤ人の初等教育であり、モリスコ施療院の連続性である。前者は半ば「公的性格」をもつ慈善（救貧）活動として、古くから実践されており、『旧約聖書』を聖典の一つとして共有するキリスト教世界やイスラーム世界の慈善（救貧）活動に、いかなる影響を与えたのかが問われなければなるまい。後者は改宗後も持続するムスリム時代の慈善（救貧）活動の連続性を示しており、イスラームとカトリックの慈善（救貧）活動の親近性を示唆するものである。

註

（1）関哲行「中近世スペインの救貧――サンティアゴ巡礼路都市を例として」『中世環地中海圏都市の救貧』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、九四―九七頁。

（2）同書、一〇六―一二〇頁。

（3）関哲行「第六章 スペイン」『ヨーロッパ中近世の兄弟会』東京大学出版会、二〇一四年、三三七―三四四頁。